（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第六十六条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第七号様式、第八号様式及び第十一号様式から第十三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

第六十七条　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第六十八条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一、別表第二及び別表第五の三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉄道事業等報告規則の一部改正）

第六十九条　鉄道事業等報告規則（昭和六十二年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一及び別表第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第七十条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（貨物利用運送事業報告規則の一部改正）

第七十一条　貨物利用運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（貨物自動車運送事業報告規則の一部改正）

第七十二条　貨物自動車運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第七十三条　航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令（平成六年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正）

第七十四条　貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第七十五条　航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成九年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第七十六条　鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第七十七条　飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第七十八条　軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉄道施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る鉄道の建設及び改良の事業に係る第二種事業の判定の基準等を定める省令の一部改正）

第七十九条　鉄道施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る鉄道の建設及び改良の事業に係る第二種事業の判定の基準等を定める省令（平成十年運輸省建設省令第三号）を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（新設軌道に係る線路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第八十条　新設軌道に係る線路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（飛行場及びその施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る第二種事業の判定の基準等を定める省令の一部改正）

第八十一条　飛行場及びその施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る第二種事業の判定の基準等を定める省令（平成十年運輸省・建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。